

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金制度の概要

1. 目的

金属鉱山は、採掘活動終了後もカドミウム、銅、ヒ素等の重金属による水質の汚濁、農用地の汚染等をもたらすことが少なくなく、放置すれば人の健康被害、農作物被害、漁業被害等の深刻な問題を引き起こすことになる。

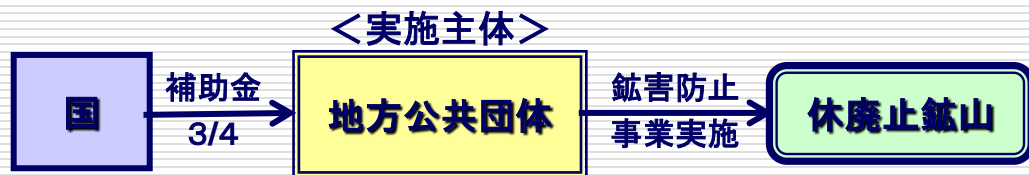
このため、地方公共団体又は鉱害防止義務者に対して補助金を交付し、休廃止鉱山に係る鉱害の被害拡大を防止する。

2. 制度の概要

補助対象者により「義務者不存在分」、「義務者存在分」の2つに区分される。

(1) 義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在又は無資力の鉱山を対象とし、地方公共団体が事業主体となって行う鉱害防止事業及び坑廃水処理事業等に要する費用を、国が当該費用の3/4を補助。



(2) 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する鉱山を対象とし、義務者が実施している坑廃水処理事業に要する費用のうち、義務者の鉱業活動に起因しない汚染分(自然汚染・他者汚染)に係る処理費用を、国が当該費用の3/4を補助。

